

令和3年度



## 戸田市環境配慮型システム等 設置費補助金制度（個人・事業者向け）

環境への負荷の低い設備機器等の普及を促進し、地球温暖化対策の推進に寄与することを目的とした補助制度です。

受付期間（※1）	工事着工予定日（※2）	実績報告書 提出期限
令和3年4月2日から 令和4年1月31日まで	令和3年4月16日から 令和4年2月28日まで	令和4年 2月28日

（※1）申請額の合計が予算額を超えた時点で受付終了となります。

（※2）工事着工予定日の2週間前までに申請してください。

（※3）設置後の申請は、本補助金制度の対象外となります。

### 提出先及び問い合わせ先



戸田市環境課 環境政策担当（市庁舎3階30番窓口）

TEL：048-441-1800（内線344・377）

FAX：048-433-2200

Eメール：kankyo@city.toda.saitama.jp

受付時間：8:30～12:00, 13:00～17:15（土日祝日及び年末年始を除く）

## 1. 対象者

市税を完納している方で、次の(1)～(8)のいずれかに該当する個人又は事業者。

個人にあつては補助金の請求時までには市内に住所を有すること。

### 【個人】

- (1) 既築の個人住宅の所有者で当該住宅にシステムを設置する者
- (2) システムが設置された新築の建売個人住宅を取得する者
- (3) 個人住宅の新築又は取得に併せ、当該住宅にシステムを設置する者
- (4) 既築の集合住宅(建物の区分所有等に関する法律(昭和 37 年法律第 69 号。以下「区分所有法」という。) 第 1 条に規定する区分所有権を有する住宅をいう。) の区分所有者で当該住宅にシステムを設置する者
- (5) 区分所有法第 1 条に規定する区分所有権を有する住宅を管理する区分所有者の団体(以下「管理組合」という。) で当該住宅にシステムを設置する者

### 【事業者】

- (6) 既築の事業所(社宅を含む。以下同じ。)を所有する者で当該事業所にシステムを設置する者
- (7) 事業所を新築し、又は取得する者で当該事業所にシステムを設置する者
- (8) 賃貸物件(集合住宅、テナント、倉庫等)を所有し、又は取得する者で当該賃貸集合住宅にシステムを設置する者

## 2. 対象システム

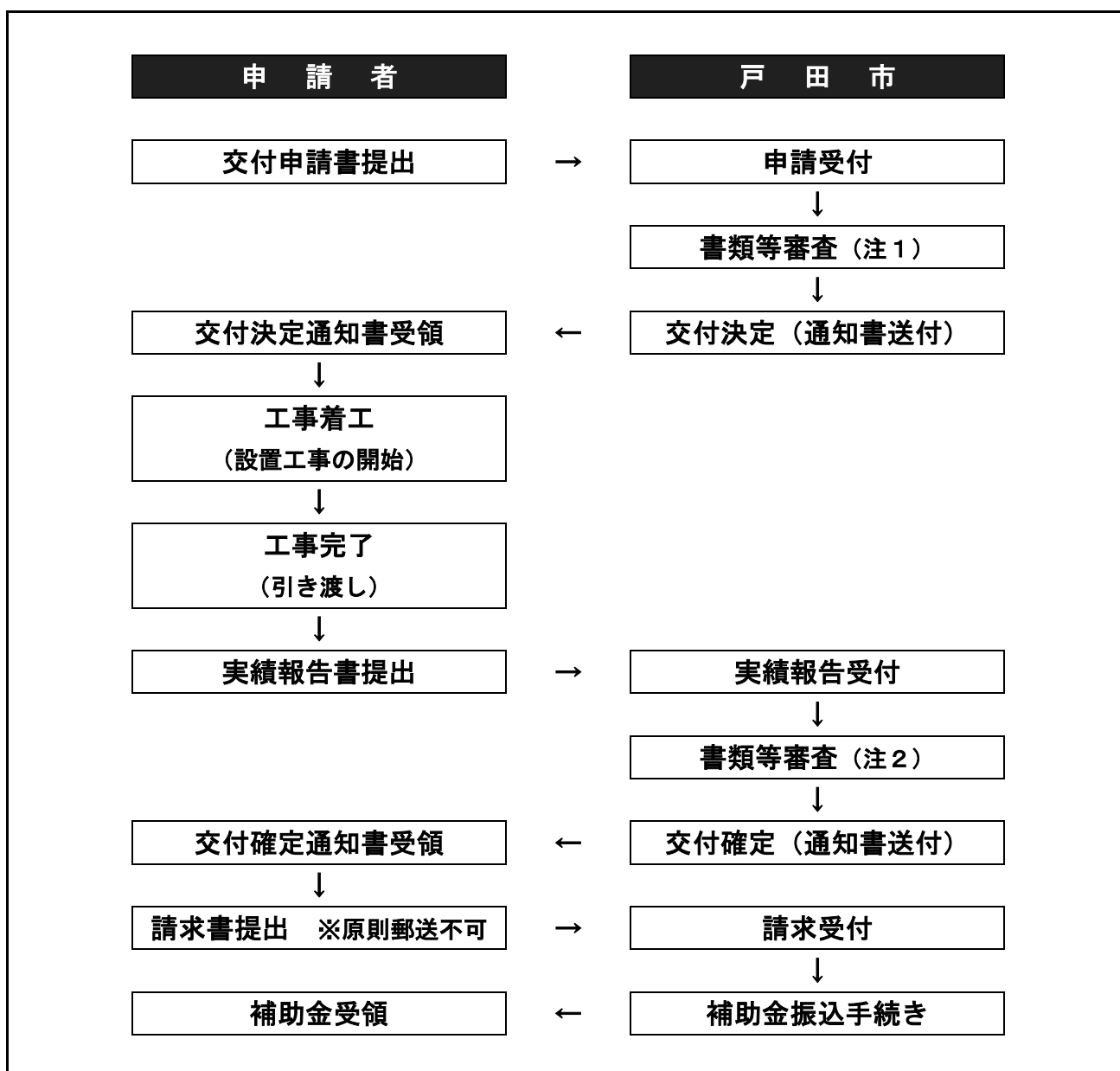
	補助対象システム	補助条件
1	太陽光発電システム	財団法人電気安全環境研究所（J E T）の太陽電池モジュール認証相当の認証を受け、太陽電池の最大出力が1 k W以上のもの
2	HEMS（家庭用エネルギー管理システム）	設置する住宅にて使用される空調、照明等の電力使用量を個別に計測及び蓄積をし、見える化が図られているものであり、かつ、ECHONET Lite（エコーネットコンソーシアムの認証仕様書に基づきコンソーシアムが指定する第三者認証機関により認証を受けているものをいう。）を標準インターフェイスとして搭載し、ECHONET Liteによる空調、照明等の電力使用を制御するための制御機能を有するもの
3	高効率給湯器（エコキュート）	給湯器のうち、二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器に該当するもの
4	燃料電池システム（エネファーム）	都市ガス、L Pガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用するもの
5	地中熱利用設備	年間を通して安定した温度の地中熱（地下水熱を含む。）を熱源として活用し、空調又は給湯等に利用するもの
6	蓄電池	再生可能エネルギーにより発電した電力、夜間電力を利用して繰り返し電気を蓄え、停電時、電力需要のピーク時必要に応じて電気を活用することができるもの
7	L E D照明設備	灯具を含むL E D照明器具であり、業者による設置工事を行うもの

※すべて未使用のものであること

### 3. 対象システムと補助額

	補助対象システム	補助単価	補助限度額		備考
			個人	事業者	
1	太陽光発電システム	3万円/kW	15万円	60万円	発電出力(kW)は公称最大出力で算定し、小数点第3位を四捨五入
		【市内事業者施工の場合】 3万5千円/kW	17万5千円	70万円	
2	HEMS	1万円	1万円		上限2台 事業者対象外
3	高効率給湯器 (エコキュート)	4万円	4万円/台		【上限】 個人2台 事業者5台
4	燃料電池システム (エネファーム)	8万円	8万円/台		【上限】 個人2台 事業者5台
5	地中熱利用設備	個人：20万円 事業者：設置費用の10%の額 (100円未満切捨て)	20万円	50万円	
6	蓄電池	3万円/kWh	15万円	30万円	蓄電池容量(kWh)は小数点第3位を四捨五入
7	LED照明設備	1個当たり1千円		10万円	100個を 限度

## 4. 申請手続きの流れ



(注1) 申請受付後の書類等審査で現地調査を行う場合があります。その際に工事着工（新築建売住宅の場合は引渡し）が確認された場合には、補助金の交付ができません。

(注2) 実績報告受付後の書類等審査で現地調査を行う場合があります。この調査の際に工事完了が確認できない場合には、補助金の交付ができません。

## 5. 申請手続き

申請受付期間内で、かつ工事着工（新築建売住宅は引渡し）の2週間前までに次の申請時提出書類を提出してください。

なお、窓口で申請者（法人の場合を除く）の本人確認をさせていただくため、本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）を持参してください。また、代理人が申請書類を提出する場合は、申請者の本人確認ができる書類の写しを持参してください。

- ①申請書作成の際には、記載例を必ず確認してください。
- ②申請書等の提出書類は必ず申請者本人が記入し、印鑑（スタンプ式不可）を押印してください。
- ③申請時提出書類は、原則申請者本人の名義（連名不可）となります。
- ④その他、追加の提出書類が必要となる場合があります。

## 6. 申請時提出書類

※書類は原則郵送不可ですが、書類に不備がないことをメール等により事前に確認ができている場合にのみ、郵送でも提出可能です。郵送の場合、環境課に到着した日を受付日とします。また、申請者（法人の場合を除く）の本人確認ができる書類の写し（運転免許証、健康保険証など）を同封してください。

### 【共通】

- (1) 戸田市環境配慮型システム等設置費補助金交付申請書（第2号様式）
- (2) 対象システムの設置に係る経費の内訳（機器費用及び工事費用）が明記されている工事請負契約書又は見積書の写し
- (3) 設置場所の略図（機器を設置する建物を印した地図の写し等）
- (4) 設置場所の配置図（建物の平面図などに機器の設置位置を表示したもの）  
※太陽光発電システム設置の場合は、モジュールの配置図及びパワーコンディショナーの設置場所を明記してください。  
※蓄電池設置でパワーコンディショナーを設置する場合は、その設置場所を明記してください。
- (5) 工事着手前の現況写真
- (6) 対象システムの形状、メーカー名、型番、規格等がわかるカタログ等の写し
- (7) 同意書（第3号様式）※管理組合を除く

【令和3年1月2日以降に市内へ転入する方（個人）】

- (8) 前住所地あるいは現住所地の納税証明書（直近のもので、住民税の未納がないことを確認できるもの）

【管理組合の方】

- (9) 管理組合の管理規約及び対象設備の導入を決定した決議書又はそれに準ずる会議録の写し等

## 7. 実績報告手続き

対象システムの設置工事（新築建売住宅の場合は引渡し）完了及び対象経費の支払いが終了しましたら、実績報告書提出期限までに、実績報告書類を提出してください。

- ①実績報告書を作成する際には、記載例を必ず確認してください。
- ②実績報告書は必ず申請者本人が記入し、申請書と同一の印鑑にて押印してください。
- ③その他、必要に応じて追加の提出書類が必要となる場合があります。
- ④実績報告書提出期限までに提出書類を提出されなかった場合、補助金が交付されない場合があります。

## 8. 実績報告時提出書類

※書類は原則郵送不可ですが、書類に不備がないことをメール等により事前に確認ができている場合にのみ、郵送でも提出可能です。

設置する建物	対象書類				
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
既築の建物	○	○	○	—	—
新築の建物	○	○	○	○	—
新築建売住宅	○	○	○	○	○

- (1) 戸田市環境配慮型システム等設置費補助金実績報告書（第6号様式）
- (2) システム等の設置費に係る領収証明書（第7号様式）
- (3) 対象システムの設置状況を示すカラー写真（太陽光発電システム設置の場合はモジュール及びパワーコンディショナーの設置状況を示すもの、蓄電池設置でパワーコンディショナーを設置した場合は、その設置状況を示すもの）

- (4) 建築確認済証又は建物登記事項証明の写し（申請者が建物の建築主又は所有者であることが確認できるものに限る）
- (5) 引渡日が確認できる書類の写し

## 9. 交付請求手続き

補助金の確定通知を受けた方は、請求書を提出してください。

- ①振込先は、申請者名義の口座であることを確認してください。
- ②請求書は申請者本人が記入し、申請書等と同一の印鑑にて押印してください。
- ③他自治体からの転入予定者は、戸田市内に転入後に請求書を提出してください。
- ④請求書は、原則令和4年3月31日までに提出してください。なお、令和4年4月30日までに提出しない場合は、辞退したものとみなします。
- ⑤書類は原則郵送不可のため、直接持参にて提出してください（代理人による提出は可）。

## 10. 注意事項

- ①同一年度中に、同一名義で、かつ同一の対象システムの補助申請を行うことはできません。
- ②戸田市宅地開発等指導条例の適用を受けて設置する緑地として、太陽光発電システムを設置する場合は、補助申請を行うことができません。
- ③補助対象システムが騒音や振動の発生源となり、生活環境に影響を及ぼす場合がありますので、設置の際には周辺への影響がないか必ずご確認ください。
- ④太陽光パネルの設置形態により火災が発生する事案が報告されています。太陽光発電システムを設置する際には業者に十分確認してください。また、補助対象機器の設置によるトラブルについては、市は責任を負いかねますのでご了承ください。
- ⑤提出書類作成にあたり不明点がある場合、事前に内容を確認することができますので、記入済み（押印前も可）の書類をメールにて送付してください。

【送信先メールアドレス】 [kankyo@city.toda.saitama.jp](mailto:kankyo@city.toda.saitama.jp)

※添付ファイルは2メガまで



## Q & A

①申請時に使用した印鑑がわからない、又は紛失した場合は。

⇒申請書等と照合いたしますので、可能性のある印鑑をご持参ください。紛失時は別途ご相談ください。

②申請は先着順か。

⇒先着順となります。複数件が同時に提出され、予算を超えた場合は原則抽選となり、残額によっては交付額が満額にならない場合があります。

③補助対象経費は。

⇒補助対象経費は補助対象システムに係る機器及び工事費用(値引き等は除く)となります。なお、補償費や手数料等の諸経費は対象外となりますので、除いた額を記入してください。

④補助対象システムの工事の変更あるいは中止の場合は。

⇒工事の変更は必要に応じて再度提出書類が必要となりますので、環境課へご相談ください。また、中止の際には「取下書」をご提出ください(様式はホームページにてダウンロード可能)。

⑤市内事業者とは。

⇒市内に本店、支店又は営業所を有している事業者で、市内事業者届出書(第1号様式)を提出している事業者を指します。環境課のホームページにて登録事業者一覧を公開しています。

⑥住宅の屋根ではなく車庫や物置の屋根に設置する場合は。

⇒補助対象となる場合がありますので、事前に環境課までご連絡ください。

⑦実績報告書の提出期限までに補助対象システムの工事が間に合わない場合は。

⇒中止の場合と同様に「取下書」をご提出ください。

ただし、太陽光発電システムと蓄電池など複数種類の補助対象システムを同時に申請いただいた場合で、一部システムの設置工事が完了しているときは、補助金を一部交付できる可能性があるため、環境課へご相談ください。